

平成20年9月19日（金曜日）

議 事 日 程

平成20年9月19日 午前9時00分 開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案第1号から報告第1号についてまで
日程第3 議員提出議案第1号 舟橋村議会会議規則一部改正の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案第1号から報告第1号についてまで
日程第3 議員提出議案第1号 舟橋村議会会議規則一部改正の件
追加日程第1 議員提出議案第2号 道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算に
関する意見書
追加日程第2 議員提出議案第3号 生産資材価格高騰に関する意見書
-

出席議員（8名）

- | | |
|----|--------|
| 1番 | 野村信夫君 |
| 2番 | 明和善一郎君 |
| 3番 | 山崎知信君 |
| 4番 | 川崎和夫君 |
| 5番 | 竹島貴行君 |
| 6番 | 前原英石君 |
| 7番 | 嶋田富士夫君 |
| 8番 | 竹島ユリ子君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村長	金森勝雄君
副村長	古越邦男君
教育長	塩原勝君
総務課長	高畠宗明君
生活環境課長	笠田恵雄君
会計管理者	松本良樹君
代表監査委員	平野正君

職務のため出席した事務局職員

事務局長	吉田昭博
------	------

午前 9時00分 開議

議長（竹島ユリ子君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成20年9月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一 般 質 問

議長（竹島ユリ子君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

3番 山崎知信君。

3番（山崎知信君） おはようございます。山崎でございます。

私の一般質問は3点ほどございますけれども、私は6月にも最初にやりましたが、今も最初ということで、何か事務局長の嫌がらせじゃないかと思いますが、ひとつきょうはよろしくをお願いします。

ことしの秋は天候もよく、舟橋村の稲作作付面積140町の主力品種の120町のコシヒカリの刈り取りもほぼ終わり、あとは晩生のてんこもりと新大正糯を残すのみとなっております。私ども東和でも約13町のコシヒカリの刈り取りも終わり、よき組合長の指導のもと、単当たり10俵近い収穫があったかと聞いております。

さて、私の一般質問では、先般9月17日の村長の提案理由説明でもありましたが、昭和45年夏の集中豪雨以来の大きな被害がことしの夏もあり、今後の防災対策について2点の質問と、舟橋村南の玄関口（仮称）元気創造館について質問いたします。

まず、役場の車庫雨水処理用排水工事を補正予算、一般会計約65万円の修理費をかけておられますが、雨水対策について質問いたします。

さて、ことしの夏は集中豪雨に見舞われ、県内各地に大きな被害が出ました。我が村も例外ではなく、7月の豪雨で床下浸水が6件もあり、そのうち3件が東芦原地区でありました。地元住民からは、豪雨になると「心配で眠れない。どうかしてくれ」との多くの声を聞きます。

役場は、住民に安心・安全を約束する機関でなければいけません。ほかの自治体では、地下に雨水タンクを設け、集中豪雨への対策を講じています。富山市の森市長も、9月

定例議会で豪雨による被害が出たことを受け、「市民の生命と財産を守るための施策を一層推進していかなければならない」と述べ、補正予算を計上し、防災対策を強化していく考えを示しています。我が村でも早急な雨水対策が必要だと思います。

それと村長は提案理由説明の中で、「村民の生命財産を守るために、安全・安心なまちづくりを一層推進していく」と述べておられますが、なぜ先行して役場の車庫の雨水処理用排水工事を補正予算を組んでまで修理したのか、村長の考えを伺います。

次に、地域防災計画の見直しについて伺います。

私は、過去、議会の一般質問では、防災備蓄保管庫の設置の必要性やデジタル防災無線の検討についてなど防災に関する質問をしてまいりましたが、すべては地域防災計画の見直し時に検討するという村長の答えでした。

地球温暖化の影響で、今や災害対策は必要不可欠なものと考えます。今月16日に地域防災計画の入札が行われ、業者が決まりましたが、今後どのような形で計画策定を行うのかをお聞きします。

検討委員会なるものを立ち上げられるのか。年度ごとの事業計画などまで作成されるのか。当然、防災備蓄保管庫やデジタル防災無線の検討もされると思いますが、より具体的なものが必要だと思いますが、村長のお考えをお伺いします。

最後になりますが、舟橋村南玄関口の構想について副村長に伺います。

昨年9月の一般質問で、東芦原地区内の商業施設周辺を南の玄関口として位置づけ、村長の強い要望で副村長を中心としたプロジェクトを立ち上げ、商業施設のほかに舟橋村をアピールするロードサインや、村民同士の交流や周辺住民とのふれあいを視野に入れた地域オンリーワンを目指した施設整備も一つの案として検討していると回答していただいております。

どこかの町の議員みたいに場所に反対するのではなく、私はむしろ金森村長に期待するものであります。あれから1年がたちましたが、その構想はどこまで進んでいるのかをリーダーである副村長に、村民が期待する回答をお願いいたします。また、商業施設の村での雇用をどの程度考えておられるのかも伺いいたします。

以上でございます。

議長（竹島ユリ子君） 副村長 古越邦男君。

副村長（古越邦男君） 3番山崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員には昨年よりこの開発計画につきまして、いろんな角度からご提言やご質問をい

ただいております。地元地区議員として地元の発展への期待の強さを改めて感じているところでございます。

ご質問の開発地区につきましては、平成17年3月に富立大橋が開通いたしまして、人、物の流れが大きく変わってまいりまして、開発区域を含めました周辺地域への関心度は格段に高まり商業立地環境としては大変すぐれた場所と言えると思います。

村は開発計画の実現に向けまして、昨年より関係者の方々とさまざまな検討を加えまして手続を進めてまいりました結果、ことし6月16日付で県からこの計画地に関する農業振興地域整備計画変更に係る同意が届いております。すぐに次の段階である農地転用申請が提出されるものと期待しておりましたが、開発計画自体が隣接する立山町エリアも含めた計画へと発展し、現在レイアウトの最中であるということをお聞きしております。開発エリアが増え、当初計画よりも出店数が多くなれば、村民の多様な要望にもこたえられ、利用価値の高い施設として親しんでもらえるのではないかというふうに考えております。

また、計画地の東側300メートル地点には、県内最大級の露天風呂を備える天然温泉施設が平成21年7月のオープンを目指すと新聞に報道されております。舟橋村にはなかった施設でございまして、新たな地域資源として魅力十分な施設であるというふうに思っております。

ここ1年の間に経済社会情勢が大きく変化している中で、新たな可能性を求め開発計画も大きく変化発展したことは、このエリアが主要地方道富山立山魚津線と県道立山舟橋線、県道岩峯寺大石原水橋線を有機的に結びつける魅力ある場所として認められているあかしであり、村の南の玄関口にふさわしい環境と言えると思います。

昨年、商業開発計画が発表されると村の玄関口としてアピールするためのロードサインや、あるいは地域オンリーワンを目指す施設整備が必要と、昨年9月議会で答弁されております。開発計画が発展いたしました現在、より一層その必要性が高まっているということは間違いございません。ただ、計画自体が動いている現状で計画の全体像が正式に示されておられませんし、立山町エリアも含まれております。農地転用申請、開発行為申請の中で全体像が明らかになってまいりと思っております。それらを踏まえた中で村にふさわしい対応をとっていく必要があると考えております。

ただ、先般舟橋小学校の改修工事を2カ年継続事業として発注したばかりでございます。事業化には当然財源の裏づけが必要となってまいりますし、財政環境を見極めなが

ら進めてまいりたいと考えております。議員各位のご理解、ご協力をお願いしたいと思っております。

なお、商業施設の雇用ということでご質問がございましたが、現在、開発業者のほうからお聞きしている中では、村内の方々の雇用も十分考えた上での進出ということを考えているというふうに聞き及んでおりますので、進出された際、開店された際には、村内の方々の雇用もなされるものというふうにご期待しております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（竹島ヨリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 3番山崎知信議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、専決処分のことではありますが、実を言いますと、これは7月22日に専決させていただいたわけでございます。名称は役場車庫雨水処理用排水工事でございますけれども、これはご案内のとおり小学校が耐震補強ということで、まずは体育館のほうから工事を始めているわけでございます。体育館の下がピロティになっておりまして、あそこに村が管理しておりました埋蔵文化財の調査の機材というものがあつたわけでございます。そういった機材をどこに収納するかということで車庫の横に保管庫を設置いたしましてそこに保管しているわけでございます。そういったことも踏まえあの周辺に水たまりがかなり発生していたということもございまして、専決処分で作らせていただいたということでございます。ご指摘のとおり雨水対策がどうなのかということにもつながるかと思っておりますので、この点につきましてお答えしたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、7月8日未明の集中豪雨では、民家の床下浸水6棟や農業用水路、京坪川の法面の崩壊など、多大な被害が発生したところでございます。改めて被災された皆様に衷心よりお見舞い申し上げたいと思っております。

集中豪雨発生に伴う被災の原因といたしましては、地球規模の温暖化による異常気象という説もありますし、また、村内をはじめ上流地域では企業等の進出に伴う大規模な農地転用が進んできたことも間接的な要因でなかろうかと思っております。

本村はご承知のとおり地形上村外から流入する幹線用排水路の末端に位置しておりますので、村内を貫流する京坪川、細川、八幡川に合流した水は白岩川へと流出しているところでございます。このことから、大雨になりますと河川が増水いたしまして溢水の危険があるというのが実態だと思っております。

こういった現状を踏まえまして、県レベルで白岩川改修促進期成同盟会というものが

ございます。そこで改修の促進を図るようというところで要望なりいろいろやっているわけでございますが、なかなか一気に事業が進むということはないようでございます。現在の状況把握といいますか、各地区で幹線用排水路がどのように管理されているか、あるいはその水がどのように流れているか、大雨のときにどうなるかというような初歩的なことでございますが、そういったことを調査いたしまして、これからの安全性を保持するためにどのような施策をとればいいのかという基礎調査が大切でなからうかと思っております。そういった調査は今年度内に始めさせていただきたいと思っておりますので、議員の皆さんのご理解をいただきたいと思うわけでございます。

そこで、大規模な開発行為についての本村の雨水に関する指導がどうなっているのかについて申し上げたいと思います。

建物を建てるための造成は開発行為になるわけでございますけれども、これは都市計画法に基づきまして、本村の場合ですと3,000平米以上になると開発許可が必要となってまいります。本村では申請があった場合には、雨水対策等の指導も行っているわけございまして、造成地に降った雨が急激に排出されて洪水を引き起こさないよう調整池を設けるなど、造成前の農地と同様に緩やかに排水が行われるよう指導しているところでございます。

都市計画法では、5年に一度の確率で降る大雨（1時間の降雨量46ミリ程度）に対処できればいいとされておりますが、こういった指導基準は市町村で決めることでございますので、近年のゲリラ的な豪雨などでも対応できるよう指導することが可能となっておりますので、開発の規模や周囲の用排水路の状況などを勘案いたしまして、今後も的確に指導してまいる所存でありますので、どうかご理解のほどお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、村民の安全・安心の確保のためにも、そういった対策に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、地域防災計画についてのご質問にお答えしたいと思います。

地域防災計画につきましては、ご案内のとおり災害対策基本法第42条の規定に基づくものであり、舟橋村防災会議が策定する計画は村、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連を持って村の地域にかかわる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することによりまして、村域における土地の保全と住民の生命、財産を保護することを目的にしておるわけでございます。

議員ご指摘のとおり、本年度は現有計画を見直しすることになっております。これまで県内外でこういった計画に携わった実績のある業者を調査いたしまして、9月1日に入札参加業者指名委員会において5社を指名いたしまして、去る16日に指名競争入札の執行により業者が決定した次第であります。

今後は、委託業者も決まりましたので、速やかに防災会議を開催いたしまして、議員ご指摘のとおり防災備品保管庫の設置やデジタル防災無線導入の有無につきまして検討を行い、近年頻発している災害に対応できる体制を構築してまいりたいと考えております。

また最近では、短時間に局地的な大雨が降ることによりまして浸水被害が多発しておりますので、本村の対応といたしましては、職員の非常呼集システム導入費を今回の補正予算で計上させていただきました。災害発生時には、いち早く職員が現場に向かえる体制を進めてまいりたいと考えております。

また、防災会議の委員には、主たる行政機関職員や指定地方公共機関の職員、警察、消防団長などが挙げられますが、地域の実情を具体的に反映させるためにも、住民代表の方を委員に任命いたしまして、より地域住民と密着した計画にいたしたいと考えております。

また、災害用の備蓄品等につきましても、本計画の中で年次別事業計画を策定いたしまして、整備を図ってまいり所存であります。

議員の皆様方には、災害発生時には地区のリーダーになっていただくとともに、住民の方への防災意識の向上にもご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の答弁にかえさせていただきたいと思っております。よろしくようお願い申し上げます。

議長（竹島ヨリ子君） 山崎知信君。

3番（山崎知信君） 再質問をしたいと思います。

舟橋村の南の玄関口についてですけれども、副村長の答弁では商業施設云々かんぬん進捗状況を述べておられますが、村長就任以来、あそこの商業地域の開発をどうするのかといったときに、私は北は舟橋駅の玄関だと。南にどうしてもそういうコミュニティーや何か村のためになるような施設をつくりたいということで、1年前からそういう構想が上がってきたのであって、今さら小学校の増築、改築の財源が云々かんぬんではないでしょう。それはもっと前からわかっている話なんで、具体的に元気創造館がどこまで進んでいるのか。話に聞くと、保育所の前の太鼓の施設も大分老朽化しておりますの

で、冗談であそこへ行ったらどうか、あそこなら太鼓たたいておってもやかましくないという議員たちの冗談の話もあったんですけども、1年前から計画して、何遍もプロジェクトを組んで、今さら世間はこうだというのでは答弁にならないと思いますので、再答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（竹島ヨリ子君） 副村長 古越邦男君。

副村長（古越邦男君） 山崎議員の再質問にお答えをさせていただきます。

南の玄関口として昨年来計画があったのは具体的にどうなっているのかということの再質問ということになると思っております。

先ほども申し上げましたとおり、現在計画が進行中でございます。その計画の進行を見極めながら具体的な対応ということで今後取り組みをしていかざるを得ないと。要するに先ほども申し上げましたとおり、大変魅力的なエリアでありまして、そのエリアにふさわしい形のものをということで考えていかざるを得ないというふうに思っておりますので、皆様方のお力をおかりをしながら、より舟橋村の南の玄関口としてふさわしい内容のものとして取り組みをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（竹島ヨリ子君） 山崎知信君。

3番（山崎知信君） 今の答弁でちょっとわからないんですけども、1年前から一生懸命やって、今より内容的に濃いものをつくりたいとはどういうことでしょうか。1年間のことはどこへ飛んで行ったのか。どのような計画で、どのような構想があって、これからどうしようと思っているのかを再度お聞きします。

議長（竹島ヨリ子君） 副村長 古越邦男君。

副村長（古越邦男君） 1年間どうだったのかということでございます。いろいろ庁内でもこうすればいいんじゃないか、ああすればいいんじゃないかという検討は重ねたわけでございますが、具体的に何々をするというところまでは至っておりません。その中で先ほども言いましたとおり、よりふさわしい村の玄関口としての対応を今後やってまいりたいということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（竹島ヨリ子君） 4番 川崎和夫君。

4番（川崎和夫君） おはようございます。4番の川崎和夫です。

私は、昨年6月の定例議会で男女共同参画推進について質問しました。

舟橋村の男女共同参画への取り組みは、他の市町に比べ非常に遅れており、今後どのように対応していくかについて質問いたしました。

昨年の質問の要点は2点あり、1つは推進員の増員ともう1つは舟橋村として条例、プランを制定してはどうかということについて質問いたしました。

そのときの村長の答弁では、舟橋村は隣接の市町に比べ取り組みが低いということは否めない。早い機会に村民の男女平等にかかわる意識調査を実施、共同参画社会の実現に向けての基本計画、プランづくりに努めていきたいとありましたが、どのようなになっているのか、またどのような形で進めようとしているのかについてお伺いします。

本年度の予算で社会教育総務費として男女共同参画舟橋村連絡会助成金として5万円の予算が計上されております。現在舟橋村の推進員は県からの委嘱3名、舟橋村地区の8名の推進員、加えて11名に増員されておりますが、これはプラン策定のための予算ではありません。

県内で男女共同参画の条例化・プランの策定ができていないのは舟橋村だけでありませす。行政としての基本計画・プラン策定への取り組みの姿勢が見えてきておりませす。どのような形で住民参加の基本計画をなされるのかお伺いします。

ことし2月15日に舟橋村と富山大学地域づくり・文化支援センターで住民・地域・行政による協働型まちづくりの協定が締結されました。

また、昨年制定された舟橋村民憲章には、村民7名の方がワーキンググループに参加され、数回の検討会を経て作り上げられたものです。

舟橋村民憲章をつくり上げていく過程でのものの見方、考え方は、村長がよく言われる住民と行政の協働の形ではないでしょうか。

各種の計画やプランを策定する場合、時には専門家や業者に依頼することもあるかとは思いますが、いかにして住民の声をその中に反映させるのか、そのプロセスが非常に大事なものになってくると考えます。計画・プラン策定へのプロセスを明示してほしいものであります。村長の考えをお聞かせ願います。

以上であります。

議長（竹島ユリ子君） 教育長 塩原 勝君。

教育長（塩原 勝君） 初めの男女共同参画の件につきまして、私のほうから答えさせていただきます。

私も4年目を迎えております。教育長になったばかりの平成17年3月議会で、今議

長をやっておられます竹島議員から男女共同参画のことについて質問がありまして、その議事録をホームページで調べてみましたら、ちょうどそこが消えて、それから後の議事録がホームページに載っております。順番に消えていくということでもあります。

議事録はもちろん残っております。その議事録を見ましたら5ページにわたっておりまして、そのときの中田議長にもうちょっと短く答弁せよということでおしかりを受けたことを覚えております。

それで、ごく短くそのときのことも含めて言いますと、結局男女共同参画ということは、明治22年に大日本帝国憲法において人民の権利、男女平等ということからスタートしております。そして昭和21年の日本国憲法で人類普遍の原理として個人の尊重と男女平等がうたわれ、そして労働基準法、昭和61年には、男女雇用機会均等法で特に就労、就職その他の面において男女差別の撤退などがありました。ただ、育児・介護休業法等いい法律もできてきているわけではありますが、一部で考え違いをして、どちらかというとそのデメリットも出てきたことは事実ではないかというふうに思います。

というのは、晩婚とか未婚、フリーセックス、少子化、子育て放棄、シングルマザー、離婚、性病、こういったものがどちらかというジェンダーフリーという考えの中に特徴的に出たことも事実ではないか。しかし、現在この男女共同参画は非常に実績を上げて各市町村、自治体は、環境整備や社会教育、その他で頑張っているところであります。舟橋村も遅ればせながら婦人会の活動に始まり、そして郡の大会等への参加や、その他のいろんな面について活動してきてはおります。

しかし、私はこの男女共同参画社会基本法が平成11年にできて、それから後、基本計画を立てることが男女共同参画が進んでいるとか進んでいないという問題ではないと。実際これに関するいろんな本を読みますと、まず家庭教育が一番なんだと。家庭教育でしっかりした自分の生き方、ある意味ではだんだん大人になっていく過程で正しい結婚観やあるいは幸せな結婚、そしてまた経済的な面の安定やありとあらゆること、そしてやがては夫婦の両方の親、老親の介護、やがては自分の幸せな老後ということを一貫して男女が同じように権利等、あるいは幸せ度も同じように生きていくということであって、ですからそういったことの基本は、幸せな家庭でできる。2番目はしっかりした学校教育で、男性、女性というのは平等であり、幸せに互いに尊重し理解して生きていくという教育を、いろんな教科、道徳等で教えなければいけない。そして第3は、自

治体等が環境の整備あるいは社会教育等でしっかりしたルールもつくり、計画的にやっ
ていくという中で男女共同参画は実現していくもので、一朝一夕に何かを整えたらなる
というのではなくして、今後ずっと人類が続く限りそういったことを念頭に置いてや
っていく必要があるというふうに私は考えております。

総理府の男女共同参画社会というところのページを見てみましたら、「男女が社会の
対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する
機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受す
ることができ、かつ、共に責任を担うべき社会」であると書いてありました。

そういったことで、じゃ、舟橋村はどうなっているのかということではありますが、議
員ご指摘のとおり、今までは県のほうから言われておりました推進員が3名おりました。
しかし今各自治会から出ていただきまして合計11名になり、推進員の面では数も増え、
充実したと。今年度中にこの方々で構想を練っていく、そして舟橋村の現状と住民の意
識もアンケート等で調べる。過去にもアンケートはなされております。どういったとこ
ろが舟橋村は遅れているのか、今後どのようにしていけばうまくいくのだろうかという
ようなことで計画案の策定ということに向かっていきたいと。それらの構想の基本は、
平成21年度になるだろうというふうに考えております。

11人の構成員で今後いろいろ考えてやっていきますが、基本はまず自分たちから変
わっていくという考えで、全体がそういうことになれば、何ら特別な法律も何も必要が
ないわけで、虐待があるから虐待防止法等ができるのであって、そういったものがなけ
ればそういうものがなくてもよかったのではないかなと思います。

同等の権利、男女平等ということが実現していたら、今さら男女共同参画ということ
を言っている必要もなかったのですが、そう簡単にそれらは実現しません。しかし、や
はりそういったことを考えて今後も取り組んでいきたいということで答弁にかえさせ
ていただきます。

議長（竹島ヨリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 私のほうから、川崎和夫議員の各種計画・プラン作成における住
民参画のあり方についてのご質問にお答えしたいと思います。

これからの地方自治は、地方分権改革の推進によりまして、民主主義の原点である住
民自らが自らの地域のことを考えること。そしてまた自らの手で治めていく住民自治と
地域のことは、地方公共団体が自主性、自立性を持って、自らの判断と責任のもとに地

域の実情に合った行政を行っていく団体自治が大切であると思っております。

そのため行政は、地域の住民が自分たちで決定し、その責任も自分たちが負う（自己責任）という行政システムを構築していくということが大切だと思っておりますし、また一方、全国的な統一性や公平性を重視する「画一と集積」の行政システムから住民や地域の視点に立った「多様と分権」の行政システムに変革していかなければならないと思っております。

そして、その行政システムこそが一昨年度策定いたしました総合計画基本計画のメインテーマであります住民・地域・行政による協働型まちづくりであると考えておる次第であります。

昨年度富山大学と連携し、大学の持つ経験と知識を本村のまちづくりに活用できる体制を整備したこと、また今年度各テーマごとに魅力あるまちづくり協議会を立ち上げることもすべて住民の意見を取り入れた住民と行政の協働実現のためであります。

議員ご指摘の各種計画プランは、これからのまちづくりの基礎となりますので、何よりも住民のためのものでなければならぬと考えております。

そのためには、従来の行政主導の計画策定ではなく、住民アンケートによる住民ニーズの把握を行い、学識経験者のアドバイスをいただきながら、各種計画にかかわる住民から選任した委員とともに、計画策定を進めてまいりたいと考えております。

そういうことでございますので、どうか今後とも計画策定はあくまで住民本位のものであるという本旨に基づいて、策定を進めてまいりますので、どうかご理解のほどお願い申し上げます、私の答弁にかえさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 2番 明和善一郎君。

2番（明和善一郎君） おはようございます。

通告しております2点についてお尋ねしたいと思います。

まず1点目でございますが、農業用生産資材費の高騰に対する対応及び支援策についてお伺いするものでございます。

J A アルプスからの請願書にもありますように、石油製品の値上がりに始まりまして、次々と生産資材の値上がりが続いております。我々農家は生産資材費の節減や作業効率を考え、認定農家への土地利用の集積や集落営農組織への組織化によりこれらの問題に取り組んできましたが、ことし春からトラクター、コンバインに使用する軽油、草刈り機、動力散布機に使用するオイル混合油、乾燥機に使用する灯油など石油製品の値上が

りはどうしようもない状態になってきています。また、21年産水稻、大麦の栽培に必要な肥料は輸入に頼っているリン酸肥料、カリ肥料の高騰が激しく、約2倍の価格になるものも出てきております。農薬代の値上がり、農機具については5～6%の値上がりが7月以降続いております。

農作物の価格の上昇が見込めない今日、農家の生産費削減努力だけでは到底解決できず、生産意欲の減退が進む一方ですので、国、県への働きかけはもとより、村単独の支援策について村長のお考えをお尋ねするものでございます。

次に2点目です。

有害鳥獣による被害状況と対応策、保護隊員の養成と保護隊組織の育成及び毒ヘビの駆除について村長のお考えをお伺いいたします。

舟橋村図書館へのニホンカモシカの乱入事件は新聞報道やテレビ報道により皆さんの脳裏に詳しくインプットされていることと思われます。

最近農家を悩ましていることは、ハト、カラス、スズメ、ハクビシン お手元の資料にハクビシンの顔がかわいらしく写っているかと思いますが、こういった有害鳥獣により発芽間もない大豆、枝豆の苗を食い荒らされる。種のまき直し、苗の植えかえ作業をさせられる。出穂したばかりの水稻の稲穂をスズメにより収穫皆無にされたり、品質低下の原因になったりと、また白岩川沿川の畑では、イチゴや収穫目前のスイカ、アマウリをハクビシンに食べられる被害が増えてきております。農作物への有害鳥獣による被害が拡大しているわけでございます。

近隣の市や町では、有害鳥獣対策として、きょうの北日本新聞に見られるように、保護隊員の養成や保護隊組織の育成に力を注ぎ、対応に当たっておられますが、舟橋村には保護隊員、保護隊組織がない状態であります。早急に育成を図り、対策に当たるべきではないでしょうか。

また毒ヘビ(マムシ)の生息駆除状況ですが、ことしも竹内地内の細川排水の堤防において3カ所、お手元の地図に×印がしてあるかと思いますが、ここでは3匹駆除しております。竹内地内の農道2カ所、お手元の地図では印のところでございますが、ここでは4匹発見されております。私の聞き取り調査ではこのような数字になっておりますが、このほかにも生息していると思われます。水田の管理作業に当たる農家の人や、舟橋地区の雇用促進住宅横の公園が駆除された場所のすぐ横に位置してありまして、ここで遊ぶ子どもたちのことを考えると、今後は専門家に依頼するなど、安全対策、駆除

対策に取り組むことが重要と思われませんが、お考えはいかがでございましょうか。

次に、近隣の町の中山間地においてミズナラ等に被害を与えているカシノナガキクイムシ、俗に言うカシナガですが、スーパー農道付近のクリの木にも被害が見られている状況から、村内に植えられているクリの木の調査も、何本程度あって被害はあるかないかということの調査も必要な時期になってきていると思われそうですがいかがでしょうか。

以上の事柄について、村長のお考えをお伺いいたします。

以上であります。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 2番明和善一郎議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、農業用生産資材の高騰に対する対応及び支援策についてのご質問であります。

議員ご指摘のとおり、原油の高騰などによりまして、農業は大打撃を受けております。国においては、急激な燃料、肥料高騰に対し、今年度の補正予算で緊急対策が実施されることになっております。その内容は、施設園芸産地における燃料使用量の節減を目的とした施設整備や、省エネルギー効果のある資材の導入に対する支援、そしてまた施肥コスト低減に取り組もうとする産地が、土壌診断などによる施肥設計の見直しを図る取り組みなどへの支援が主たるものであります。

また、当村を管内とするアルプス農協におきましては、これらの緊急対策のうち、土壌診断等による施肥設計の見直しの取り組みに対する支援を国、県のほうへ申請したというふうに伺っているところでございます。

議員からは、村として何か支援策を講じるべきでないかという指摘もありましたし、先日、アルプス農協から正式な要請を受けたところでもあります。農家の方々が大変苦労されていることにつきましては重々承知しているところであります。

しかしながら、原油高騰の影響を受けているのは他産業も同様でありますし、またさらに、住民一人一人があらゆる場面で日常的に影響を受けていることも十分理解することが大切でないかと考えております。

今後、国、県へ一層の制度の拡大、拡充を求めていくことはもちろんのこと、村単独での緊急対策につきましては、近隣市町の動向を考慮いたしまして、本村に適合する対策に慎重に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次の質問の有害鳥獣への対応についてでございます。

村といたしましては、被害の掌握はしておりませんが、近隣自治体では比較的被害が多く、保護隊を組織し対応されているところもあれば、猟友会に依頼されている自治体もあります。捕獲隊のメンバーは猟友会が兼ね、保護の有資格者などが捕獲に当たることです。近隣自治体には山間部があり、昔から必要に迫られて、そういった組織ができたものと推察しているところでございますが、ただ、議員がご指摘されているとおり、中には自治体職員が保護隊になっているという市町村もございます。

そういうことで我が村ではどうかというご提案でございますけれども、職員が少ない中でそういった人員を確保することは現状では大変難しいと思っております。また、過日、クマの足跡が村内で発見されております。皆さんご承知のとおり、舟橋村の3.47平方キロメートルの小さな村の中に、住宅地も結構密集しておりますので、逆に村内のそういった保護隊の方が銃を持っているということになりますと、意にそむいて失礼でございますが、反対に不安を抱くといえますか、銃の所持によってそういうことも考えられるんじゃないだろうかというふうにも思っております。

村といたしましては、当分の間、こういった有事に当たりましては、これまでどおり近隣の市町の猟友会に依頼をして、対処してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解いただきますようお願いいたします。

また、一方では、同時に有害鳥獣が住みにくい環境づくりに取り組むことが大切であると思っております。以前ありましたように、野ネズミの一斉駆除を地区ごとにやっておりましたけれども、そういったことやあるいは堤塘の草刈りの徹底などによりまして、有害鳥獣が住みにくい環境も我々行政の立場から啓発啓蒙していくことも大切でなかろうかというふうにも思っておりますので、そういった面からも農家の皆さん方には協力をお願いしたいというふうに思っている次第でございます。

最後に、村内のクリの木に対するカシノナガキクイムシ、通称カシナガの被害調査の件でございますが、ご案内のとおり本村ではクリを生産している方はおいでになりません。主に民家の自宅の敷地内にクリを植えているのがほとんどでないかと思っております。舟橋会館の敷地内に1本の幼木があるというふうに聞いておりますが、私は調査しておりませんが、今のところカシナガの被害があったというふうに把握していないのが実態であります。毎年この時期になりますと、民家のカキの木などにシナンタロウとかチャドクガなどによる被害が発生しているところがございます。そして、それに対応し

て、それぞれ個々に駆除をしたり、あるいは集落ごとにやっておいでになるところも聞いております。こういった経緯も踏まえまして、村としてはクリの木の調査は、特定の方に対する配慮でなかろうかということも考えまして、公平性の観点からちょっと難しいと考えております。村としてできることは、広報などでそういった注意を促すことに限られるのではなかろうかと思っておりますので、そういう点もご理解いただければ幸いですと思っております。

今後とも、そういったことにつきましては皆さんにお願いするということと、啓発啓蒙に努めることも大切でなかろうかというふうに思っておりますので、今後ともそういった面での行政のあり方を進めてまいりたいと思っておりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきたいと思えます。

議長（竹島ユリ子君） 明和善一郎君。

2番（明和善一郎君） 今の答弁の中で、マムシの部分が抜けましたので、きちんと答弁していただきたいと思えます。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 再質問でマムシの件でおっしゃったわけでございますけれども、私も以前、八幡川の堤防の付近に田んぼを持っておりまして、稲刈りのときにはマムシを見たこともありました。そういうことで、生息という失礼ですけれども、我々国重の住民は対岸のことを言っているわけですね。八幡川の竹内の堤にはマムシがいるんだと、だから気をつけるという昔からの伝説的な話があるわけです。

明和議員さんはそうおっしゃいますが、言葉は悪いかもしれませんが、そういった毒ヘビとも共存するといいますが、そういった注意をするということで被害を防ぐといえますか、だからマムシをすべて退治せよということは、私はちょっと不可能でなかろうかと思えます。特にことしみたいに豪雨が続きますと、川の上流からマムシ等が流れてきますので、そういった面で注意しなさいとか、こういうものが発見されたというような情報を提供することが一番望ましいのではなかろうかというふうに思っています。

答弁にならなかったと思いますが、そういう点でお許しいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（竹島ユリ子君） 7番 嶋田富士夫君。

7番（嶋田富士夫君） 私は、通告のとおり村の簡易水道事業の問題点と給水の安定ということについて村長のお考えを伺います。

舟橋村の水道事業は供用開始から36年が経過しています。その間、施設の拡大や改修などをしながら供給の安定に努めてきました。ことし6月の定例議会において、この事業の村債残は現在4億1,000万円ほどで、反面、有形固定資産評価は6億800万円になると、竹島議員の一般質問に対して村長の答弁がありました。また3月議会では、施設や水質の安全性についても言及されています。

最近の決算内容を見ますと、歳入の4,500万円ほどのほとんどが使用料収入で、支出は光熱費、メンテナンス等の定期点検、消費税など固定的な費用の支出が約800万円、起債の償還は元金、利子合わせて3,450万円と約1,000万円の繰越金が発生しています。今後は今いろいろ問題になっております水道メーター等必要部品の購入や修繕費用、さらには水源地の機械設備の更新費用を考慮すれば、一般会計の繰出金が必要になるのではないかと推察されます。

平成10年ごろから現在までの過去の事業内容を振り返ってみると、村の生き残りをかけた人口増施策で人口増を見越しての投資や、人口急増で水の安定供給が必須となり、その資金繰りに苦慮しているさまが見てとれます。14年度では当初予算1,440万円の起債をしたが足りず、さらに760万円の起債の補正が発生しています。その要因は第一水源地の基幹工事費の2,400万円、負担金などの先行投資その他でその年度の歳出は1億1,000万円余りで他年度の倍以上の規模になっています。また14年度から3年間で3,200万円の投資をして、村民のライフラインの安全性に重点を置いた水道鉛給水管付設工事が完了しています。そのほか、平成11年から3年間で2,500万円ほどをかけて、下水道工事に伴う重複的な水道管布設工事を終了し、上市、立山2町の協力もあって、県下トップクラスの上下水道普及率となり、村民生活の向上を果たしています。

近年その水道施設に、過去になかったような落雷の強い電流が地下から侵入することが原因と考えられる雷害が電装品に連発しています。18年度には浄水場の自家発電装置に発生。受けて19年度には136万円の費用をかけて第2水源地に雷害対策を施したが、ことし8月に第2水源地施設の配電盤に被害が発生しました。その修理費用はわずかだそうですが、約30分の給水の停止のやむなきに至りました。今後もこのような被害が頻発するようだと、村民の水道事業への不信感も生ずると思われれます。

村の消雪施設の管理も兼ねている水道施設管理会社に話を聞いたところ、その説明では、「言いわけを言うようで申しわけございませんが、大きな村費を投入して雷害の対

策を施しても、現在では100%完全に地下から侵入を防ぎ切れるとは保証できないのが実情で、村費の無駄使いになる可能性も考えられ、弊社としては進んで勤めることはできませんが、今後このようなトラブル発生の際には、富立大橋が開通し現場まで早い到達が可能になりました。迅速な対処をして供給不安を払拭し、受給者に安心を与える努力をします」とのことでした。

トラブルに素早い対応をするには、役場中央監視盤と浄水場水源地のテレメーターの正常な作動が不可欠になります。村の場合、テレメーターは17年を経過していますが、一度も更新されていません。しかし耐用年数が過ぎたからといって作動が正常でトラブルの発生がないのなら、何ら問題はないかもしれませんが、いつかはこの事業が続く限りは更新の必要が生ずるのではないかと思います。ちなみにメーカーの希望更新年数は10年で、また標準的耐用年数は15年だそうです。耐用年数には物理的、機能的、経済的、標準的の4つの考え方があるそうですが、そのうちの1つ、経済的耐用年数とは事後保全、予防保全の関連が大きく、生産中止部品に対する代替機交換、修理技術者不足、修理部品以外の寿命低下などによる維持修理費が増大したため、再建築や取りかえをしたほうが経済的である状態になるまでの期間とされます。

舟橋村の施設は整備や部品交換を適切に実行し、大切に扱えば機能的には何十年先までも使用可能だそうです。そのほかに更新対象になるのが10年を経過している自家発電用のバッテリーで、その更新時にはバッテリーのみならず、関連する電装品の交換も必要だそうです。これらの更新時には約2,000万円近い費用がかかるそうです。

この簡易水道事業が今後も継続されるならば、有料の事業でもあり、採算性を度外視してでも供給の安定が最優先されると考えられます。雷害や更新時期と費用の捻出について村長の考えをお尋ねします。

最後に、立山町との水道事業広域化についての話し合いの進捗状況を尋ねます。

3月、6月両定例議会で本年中には方向性を出したいとの答弁があり、また広域化には4つの方法があると言われていています。その方向も出ているならお示してください。

終わります。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 7番嶋田富士夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、落雷対策についてお答えいたします。

ご案内のとおり、近年、ゲリラ的集中豪雨に伴い落雷の被害も多発しております。ご

質問にありましたように、平成18年度に浄水場の自家発電装置に落雷いたしました折に、避雷針を設置したところでございます。しかし、近隣に落雷し、地面を伝わって起きる被害には対応できないというのが現状であると思っております。

そのため本村では、災害時の早急な対応として、富山市の事業者とメンテナンス契約を締結しまして、24時間対応可能な体制に整備しておりますので、去る8月の被害発生時にはスムーズな復旧対応ができたのではなかろうかと思っております。そういうことで今後ともメンテナンスを委託している事業者と密接な関係のもとにそういったことに対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、電装品等の更新時期と財源のご質問でありました。

確かに水道施設の電装品の中には、標準的耐用年数が過ぎているものもあります。ただ機材は定期的なメンテナンスによりまして、耐用年数以上に使用できるものもあります。

村では、定期点検を実施いたしまして、必要に応じて部品の交換や機材の更新を行いながら現在の施設を使用しているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり電装品は永久的なものではありません。必ず更新時期がまいります。今後も村単独で簡易水道事業を運営した場合、電装品の更新費用には、第1水源地、第2水源地合わせて約四千数百万円が見込まれます。その財源には、国庫補助事業や起債そして一般会計からの繰入金での対応が必要となってまいると思っております。

そのほかにも耐震管への布設がえ費用等が発生するため、全体の更新時期やその財源を考慮しながら、今後とも簡易水道事業を推進していかなければならないと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、水道の広域化の進捗状況であります。6月定例議会の答弁で、3つの広域化の方法を検討しているということをおし上げたところであります。1つは完全広域化方式、もう1つは緊急連絡管方式、もう1つは一部分給水エリアの変更であったと思ひます。その後、県からのアドバイスや立山町との協議によりまして、現在は村全域を立山町の給水エリアにする完全広域化方式に絞りまして協議を進めているところであります。

いずれにしても、議員の皆さんと十分協議を重ねてまいりまして、今年度内にその方向性を示させていただきたいと考えておりますので、いましばらくのお時間をいた

だきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 7番 嶋田富士夫君。

7番（嶋田富士夫君） それでは、2つほど再質問させていただきたいと思います。

まず給水人口です。舟橋村は今宅造業者に言わせますと、舟橋あたりで宅造するメリットが少ないということも聞きます。また、私の地区でもそうですが、高齢化が進みまして夫婦二人で生活しているうちの一人が欠けますと、施設に入るか子どものところへ行くとかして、給水人口が減っていくと思います。

また、雇用・能力開発機構が舟橋の場合ですと平成30年過ぎまでで雇用促進住宅が廃止されるというようなことを言っています。現在、舟橋の場合は雇用促進住宅に約100人近くが住んでおられるのではないかと思います。駐車場料金の土地代が100万余り、固定資産税が270万円、住民税とかいろいろな収入もあるわけですが、それらの人が逐次減少していくと、他の市町では町営住宅や市営住宅でいろいろな方法で対処すると言われますが、舟橋の場合はそういうものもありませんし、大方の人が村外へ出られるのではないかと思います。

そういうことで舟橋村の人口はそんなに私は増えないんじゃないかと思いますが、村長のお考えを聞いておきたいと思います。

それから、今村長は完全広域化の方向で進みたいということでお話しされました。完全広域化によるメリットとデメリットがあると思います。

まず私どもが考えますメリットとすれば供給の安定、舟橋の地下水の枯渇化の抑制、人件費の削減というものがあります。デメリットとすれば、今できた当座は中新川広域事務組合の場合は、上市、立山、舟橋の兼ね合いの状態です。3つでやっているわけで、互いに牽制しながらという面もあると思いますけれども、完全に立山町の広域化に入るということは、今はよいですけれども、関係が悪化した場合に将来的には考える必要も出てくるんじゃないかという話もあります。いくら小さい自治体とはいえ、舟橋村が存続していく以上はやっぱり人間と一緒に、品格や誇りがなくなればその自治体は終わりじゃないかと思います。

そういう意味におきまして、村長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 嶋田議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、給水人口のことです。

現在計画されているのは3,000人ということで一つの施設がなっているわけですが、その使用料はどうかということですが、現在の揚水能力といいますが施設は、マックスで1,200トン弱になると思っております。

今月1日の村民の人口は2,960人です。その段階での使用水量を見ますと、大体ピーク800トンぐらいです。そうなりますと単純に差し引きしますと200トン以上の余裕があるということですので、私は人口がもう1割増、3,300人ぐらいまで十分給水できる能力があるというふうに思っております。

私は、嶋田議員さんもおっしゃっているように、人口の伸びは大規模な住宅施策をとらない限りは、今の徐々な伸びはあるかもしれませんが、1年間に100人も200人も増えるようなものでないと考えておりますので、そういった推移をさせていただいているところでございます。

2番目に、水道の広域化をすればメリット、デメリットがある、今おっしゃったとおりだと思います。ただ、今言っているように、2町1村で舟橋村が広域でやっているのは、介護保険とその先は下水道事業をやっております。

ご存じのとおり、いかに行政コストを低くして住民のサービスが十分図られるかということが、これからのむらづくり、まちづくりでなかろうかと思っております。それを低コストで住民サービスを十分行っていくというのが自主自立の自治体のあり方であると思っております。

だから、そういう水道のエリアが合併するということになりますと、自主自立がなくなるのではないかと話をされます。しかし、私はそうでないと思っております。であれば、本来の行政事務能力からいきますと、消防がなぜないのかということですね。私ところは非常備なんですね。常備の消防施設はない。しかし、その分を立山町さんをお願いして救急業務をやっているじゃないか、このことと同じことだと思っております。そのようにしてお互いに協力関係を結ばれるということは私はすばらしいことだと思っておりますので、そういう点で議員の皆さんもいろいろと検討していただきたいと思っております。

先ほど申し上げたように、私一存で全域を立山町のエリアにしてしまうということになしに、皆さんと協議しながらやっていくということですので、今後とも議員

おっしゃったように、メリットとデメリットの関係をお互いに議論しながら方向づけをしてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきますと思います。

議長（竹島ユリ子君） 1 番 野村信夫君。

1 番（野村信夫君） おはようございます。1 番の野村です。よろしく申し上げます。

私は、役場 1 階通路の改修についてお話をしたいと思えます。

役場へ入るときは玄関でスリッパに履きかえます。玄関でくつを脱ぐ、その行為は日本の文化であり、習慣でもあります。また、小さな子どもたちにはマナーを学ぶ場でもあり、よいことだと思えます。しかし、これから寒くなる時期になってきますと、お年寄りの方々が長ぐつを履いてきたり、また、これからインフルエンザの申し込み等に役場に来られます。お年寄りにとって長ぐつからスリッパに履きかえることは体はかなり負担がかかることだとも思われます。

役場の 2 階、3 階はカーペットであり、1 階だけがスリッパが必要であります。私らは昔から役場へ来ているので慣れてはいますが、不自然な構造ではないかとの住民の方の声もありました。来庁されるお年寄りや子どもたちのことを考慮し、1 階通路をカーペットにしてはどうかと思えます。

また、西側の入り口は階段のみですが、スロープもありませんし、手すり等もありません。お年寄りの方々のことを考えれば、スロープをつけるなり手すりをつけることが必要でないかと思えますが、村長の意見をお聞きしたいと思えます。

以上です。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 1 番野村信夫議員のご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、本庁舎は、昭和 5 1 年の完成時から、玄関でスリッパに履きかえ庁内を土足厳禁としてまいりました。このことから、床の傷みも少なく築 3 0 年を過ぎておりますが、ほとんどきれいに管理されているというのが実態だと思っております。

今、議員のご提案がありましたように、「役場は 3 , 0 0 0 人の村民の家族の家」であり、玄関でくつを脱いだらそのまま入れるような構造にしたらどうかということでございます。全く私もそのとおりだと思っておりますが、ただ、これからこの庁舎そのものが、ことしは延命を図るということで防水工事に入りました。そしてまた耐震調査にも入っております。

先ほど議員おっしゃったように、バリアフリーや庁舎内には身障の方のトイレもございません。そういった抜本的に庁舎を触るといいますか、改修する必要があると思っております。特に2階は会議室だけで老人保養室は現在使われていない状況でありますし、3階のホールも使われていないという状況でございますし、そういったことから十分検討してまいりたい。それなりの費用もかかると思っておりますので、年次計画を立てまして、順次野村議員のご意見が反映できるように努めてまいりたいと思っておりますので、いましばらく時間をいただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、答弁にかえさせていただきます。

議長（竹島ヨリ子君） 5番 竹島貴行君。

5番（竹島貴行君） 5番竹島貴行です。

村長は、4年前、この村を変えたいという熱い理想を掲げ村長選に立候補され、住民の皆さんから信任を受け当選されました。そこには、住民の側に立ち、住民のための行政、住民自治を目指し、自治とは国や県から押しつけられるものではなく、自分たちで作り上げていくものだということ、そして光り輝く舟橋村を全国へ発信していきたいという思いは、村長から以前聞いたような記憶が私の頭の中にかすかに残っているような気がしていますが、勘違いかもしれません。勘違いであったならお許しください。

私も村長と同じ時期に住民の皆さんから議会へ送っていただきました。村長とは立場は違っても思いは同じ、住民の皆さんのための村として、舟橋村を住みよい村として舟橋村の地域づくりのために頑張りましょうと話し合ったことを鮮明に記憶しています。

これまでに村長は、舟橋村は合併せず、独立独歩の道を行くと表明されております。私も独立独歩が理想であると考えています。しかし、私は独立独歩の村政を持続させるためには、ほかの自治体よりすぐれた行政サービス、舟橋村独自の行政サービスを展開し、舟橋村は合併するより独立独歩がよいということを住民の皆さんに理解していただき、支持されるものでなければ難しいと考えています。あくまで私の思いであります。

そして、ことしの12月14日に再び村長選挙が行われます。前回の選挙で村長は住民の皆さんの代表として当局のトップをゆだねられ、この4年間自ら示された公約に基づき、トップとしての決断をされながら、行政のかじ取りを行ってこられたと思います。そして結果として、舟橋村住民の皆さんのために何ができたかを今回の選挙で示され、信を問われるわけです。

選挙は住民の皆さんの権利であり、投票する義務はついて回りますが、住民の皆さん

にとって舟橋村の方向を選択する機会でもあり、有権者の皆さんには大切にしてほしいと思っております。

さて、質問の本題に入りますが、現在の少子化現象の中で女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加と核家族化の進行により、いわゆるかぎっ子の増加により、保護者の学童保育への期待が増えています。そういった社会の現実を受け入れ、舟橋村が基礎的自治体として、ほかの地域よりも人にやさしく、安心して子育てができる村を目指し、子育て支援にも積極的に取り組むことが重要であると私は考えています。

今の二元代表制のもとで、私たち議員は住民の皆さんの代表として民意を議会へ上げ、住民の視点に立った行政が行われるかを監視し、民意に基づく行政サービスがされるよう当局へ働きかけていくことが大事であり、それが住民自治という言葉にもつながると考えます。

また、我々と同じ住民の皆さんの代表である村長が、住民の皆さんのニーズを受けとめ、トップとしての度量と勇気ある決断を行政に生かしていただくことを願ってきました。

そこで、今回の質問は、舟橋村の学童保育をぜひ充実させていただきたいというものです。

親が子どもとふれあう時間を少しでも多く持ちたいと考えるのは当たり前ですが、現代社会において仕事に追われる親の立場から考えると、学童保育の存在は非常に大きいと言えます。子どもに対する親の責任は当然のことですが、基礎的自治体である舟橋村も社会的背景を考慮し、親が安心して子どもを育てることができる環境づくりや子育て支援が求められています。その一環が学童保育であると私は理解しています。

舟橋保育所では保護者のニーズをくみ上げ、子育て支援の観点から午後7時までの延長保育を行っていただいております。保護者の皆さんから感謝されていると思います。保育所を卒園すると、小学校1年生から3年生を対象に、児童福祉法の放課後児童健全育成事業として、村では学童保育施設を運営しています。そして、学童保育入所手続きをした子どもを受け入れているわけですが、現在の学童保育登録児童数は60人と聞いております。通常は大体50人前後の児童が来ているそうですが、学童保育室が狭いため舟橋会館と併用しながら5人の指導員さんたちがローテーションを組みながら子どもたちを指導してくださっています。

この学童保育室の開所時間が午後6時までとなっています。保育所が7時まで子ども

を見てくれるのに対し、保育所を卒園すると学童保育では6時までと保育受け入れ時間が短くなってしまいます。この1時間の差は働く保護者にとっては負担が大きく、学童保育を午後7時まで延長してほしいという要望が多いように感じています。2年ほど前にも保護者たちが役場当局へ延長保育の要望書を提出されたが、だめだという話ではね返されたと聞いております。

また、ことしのタウンミーティングでも学童保育の延長を要望する住民の声が上がりましたが、担当課長が要望は受け入れられないという回答を行い、村長は、当局へ持ち帰って検討するという回答をしてくださいました。

そのときは村長が住民の代表であることを自覚され、検討すると約束されたのだと勝手に解釈したわけですが、お役所言葉であれば、「検討する」というのは「何もしない」ということになります。村長は住民の代表です。期待しました。

そこで、どう検討されたのか。期待にこたえていただけるのかをお聞きします。私自身、この質問をするため、富山市や上市町、立山町を訪問し、学童保育の取り組み状況を若干勉強させていただきました。皆さんそれぞれ苦労されている様子でしたが、取り組みは前向きで、住民本位、子ども本位で一生懸命考えていらっしゃる印象を受けました。また、舟橋村学童保育室も見てきましたが、指導員の皆さんは、少ない人数で元気のよい子どもたちを一生懸命見ている様子がうかがえました。

子どもたちの行動は多種多様で動きも早く、仕事は肉体的、精神的にハードな仕事であると感じました。指導員の人にお話を伺いましたが、子どもが好きで、保育にも情熱を持っている人であると思いました。

また、当局で契約条件を聞いたところ、学童保育指導員はボランティア精神が旺盛でないといけない仕事であることも感じました。

私は以前、議会のこの場でも言いましたが、頑張ってもらっている臨時職員の待遇改善を図るべきであると考えています。舟橋村が人にやさしい村であるには、住民のために真に頑張ってもらっている人たちが報われなければならない。そしてその人たちに生き生きと働いてもらうことが住民サービスに直結することになると考えるからです。

人を保育するのは人です。人を育てるのも人です。人を助けるのも人です。人を介護するのも人です。人のために働くのも人です。住民自治で人を大切にす村をみんなで作ることを願い、以上、私の質問とさせていただきます。よろしくお願いま

す。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 5番竹島貴行議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、本村では平成16年度から留守家庭児童などの健全育成と保護者の子育て支援を目的に、学童保育を平日は午後2時から午後6時まで、夏休みの期間中は午前10時から午後6時までの時間帯で実施しているところでございます。

ご質問では、保育時間を午後7時まで時間延長してはとのご提案であります。

私は、先般のタウンミーティングでそういう発言がございまして、本当にどのくらいの方が利用を求めているのかということを含めてニーズ調査をすることが最も大切であると、今も思っているわけでございまして、来年度の予算というか、児童の体制づくりを考えていきたいと思っております。

ご案内のとおり、利用料金は、全国的には月額1万円を超えているわけでございまして、我が村ではおやつ代を含めて月額3,000円ということで非常に低額で皆さんが利用しやすい環境に努めていると考えております。

先ほども言いましたように、1時間でも延長すればどのようになるかという、要するに利用料金の見直しということも具体的に考えていかなければならないということでございますし、また、単に利用希望だけでなく、例えば延長保育をすることによってどのくらいの利用料が上がるかということも、十分そういった方々にお見せをして、皆さんがそれならいいだろう、預けさせてもらいたいという、そういったニーズをつかむことも私は大切だと思っております。

とりわけ本村では、総合計画後期基本計画に基づきまして、住民・地域・行政による協働型まちづくりをテーマに取り組んでいるわけでございます。協働とは、個人ができることは個人が、個人ができないことは地域が、そしてまた個人も地域もできないことを行政が行うことであると理解しているわけでございまして、私は子育て環境の充実は、行政が行うサービスのみならず、住民や地域の取り組みも大切だと思っております。

現在、指導員は5人おいでになるわけですが、そのうち3人は村外の方であります。そういった方々がもっと子育てのために支援していただけるような環境、いわゆる地域ボランティアの組織化、育成にも力を注いでいかなければならないと思っております。

そうということで、今後とも地域性に合った、舟橋村に合った学童保育というものが当然あってしかるべきだというふうに思っております。

そういうことで、今後とも学童保育事業のあり方につきましては、子育て支援と家庭教育の両面から、いま一度利用希望者の方々の意見を伺いながら、取り組まなければならない案件であると強く思っている次第であります。

また、議員ご指摘されましたように、保育指導員の待遇改善につきましても出先機関である公共施設とのバランス等も考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

今後とも学童保育等につきまして、いろんな面から十分検討してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解を賜われますようお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきますと思います。

議長（竹島ヨリ子君） 以上をもって一般質問を終結します。

議案第1号から報告第1号まで

議長（竹島ヨリ子君） 日程第2 議案第1号から報告第1号まで11案件を一括議題とします。

（質 疑）

議長（竹島ヨリ子君） 提案理由説明が終了しておりますので、これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ヨリ子君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

議長（竹島ヨリ子君） これから一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ヨリ子君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

議長（竹島ヨリ子君） これから議案第1号から報告第1号まで11案件を一括して採決します。

議案第1号から報告第1号までの11案件を原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から報告第1号まで11案件は原案のとおり可決・承認されました。

議 員 提 出 議 案 第 1 号

議長（竹島ユリ子君） 日程第3 議員提出議案第1号 舟橋村議会会議規則一部改正の件を議題とします。

（提案理由の説明）

議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明を求めます。

嶋田富士夫君。

7番（嶋田富士夫君） それでは、提案いたしました案件につきましてご説明申し上げます。

議員提出議案第1号 舟橋村議会会議規則一部改正の件につきましては、地方自治法の改正に伴いまして、全員協議会を正規の議会活動として明確に位置づけを行うものであります。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明といたします。

議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明が終わりました。

（質 疑）

議長（竹島ユリ子君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

議長（竹島ユリ子君） これから討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

議長（竹島ユリ子君） これから議員提出議案第1号を採決します。

議員提出議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号 舟橋村議会会議規則一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

日 程 の 追 加

議長（竹島ユリ子君） ただいま竹島貴行君ほか2名から、議員提出議案第2号 道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算に関する意見書、議員提出議案第3号 生産資材価格高騰に関する意見書が提出されました。

これを日程に追加し、議員提出議案第2号を追加日程第1に、議員提出議案第3号を追加日程第2に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号を追加日程第1に、議員提出議案第3号を追加日程第2に追加し、議題とすることに決定しました。

議員提出議案第2号、議員提出議案第3号

議長（竹島ユリ子君） 追加日程第1 議員提出議案第2号 道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算に関する意見書、追加日程第2 議員提出議案第3号 生産資材価格高騰に関する意見書を議題とします。

（提案理由の説明）

議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明を求めます。

竹島貴行君。

5番（竹島貴行君） それでは、議員提出議案第2号 道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算に関する意見書について説明させていただきます。

本年5月13日に「道路特定財源に関する基本方針」が閣議決定され、これまでの道路特定財源を「一般財源化」することが政府の方針として示されました。本村におきましても、個性ある地域づくりを推進するためには、高規格幹線道路から市町村道に至る体系的な道路の整備、並びに安全で快適な道路環境づくりを推進することが必要であり、今後も道路整備を進めていくことが重要課題となっています。

こうした道路の整備状況の実態に配慮し、地方の住民が安全で安心して暮らしていくための道路整備や維持・補修に支障が生じないように、政府におかれましては、以下の4項目について特段の配慮を行うよう強く要望するものであります。

第1に、道路特定財源の一般財源化については、極めて厳しい地方財政及び地方の道路整備の状況、地方では道路予算の6割を一般財源と借入金によって賄っている実態を踏まえ、地方税財源を拡充すること。

第2に、地域間格差是正の観点から、大都市に比べ遅れている地方部の道路整備の需要に十分配慮すること。

第3に、地方が自主的に使える地方道路整備臨時交付金制度の仕組みは、今後も維持し、さらなる拡充を図ること。

第4に、道路整備に当たり必要となる地方負担の軽減平準化を図るための地方道路整備臨時貸付金を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

次に、議員提出議案第3号 生産資材価格高騰に関する意見書について申し上げます。

我が国農業の将来を左右するWTO農業交渉は、最終的には輸出国と輸入国との対立などが解消されず決裂に至ったものの、バイオエタノール需要の増大や投機資本の流入により作物相場は高騰し、世界の食料需要は逼迫の度を強め、我が国における食料自給率の向上は緊急の課題となっています。

一方、富山県の農業は地域の特性を生かし、米の計画的な生産と合わせ大麦・大豆・地場野菜などの生産振興に努めてきたところではありますが、現下の原油・飼料・肥料などの生産資材価格が史上最高水準にまで高騰する中では、農業者の生産費削減努力のみでは到底解決できず、農畜産物価格への転嫁ができない状況下にあつて、再生産が困難

な経営危機にさらされています。

よって、農業者の経営安定を確保し、国産農畜物増産・自給率向上を図るため、生産者の原油・肥料・飼料高騰対策に向けた万全な措置を講じるよう要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明が終わりました。

（採 決）

議長（竹島ユリ子君） お諮りします。

ただいま提出された議案については、この際直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

これより議員提出議案第2号 道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算に関する意見書、議員提出議案第3号 生産資材価格高騰に関する意見書を採決します。

議員提出議案第2号、議員提出議案第3号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号 道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算に関する意見書、議員提出議案第3号 生産資材価格高騰に関する意見書は原案のとおり承認されました。

議長（竹島ユリ子君） これで、本日の日程は全部終了しました。

本定例会を閉会するに当たり、村長からあいさつがあります。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 本定例会に提案いたしました10議案、そして報告案件1件につきまして、皆さんの満場一致のご同意をいただきましてまことにありがとうございます。

一般質問にありましたいろんなことにつきまして、皆さん方の意見を終始受けとめま

して、今年度の予算措置をすべきもの、あるいは来年度に予算措置するもの、十分検討してまいりたいと思います。それぞれの立場から、今後ともいろいろな意味で皆さん方のご意見を賜わりますようお願い申し上げまして、大変簡単でございますけれどもお礼の言葉にかえさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

議長（竹島ユリ子君） これで本日の会議を閉じます。

平成20年9月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時50分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成20年9月19日

議 長 竹 島 ユリ子

署 名 議 員 山 崎 知 信

署 名 議 員 川 崎 和 夫